◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３２２号（H27. 10. 23）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝９件（１０月１６日～１０月２２日分）
（１）乗合バスの死傷事故
（２）乗合バスの衝突事故
（３）貸切バスの死傷事故①
（４）貸切バスの死傷事故②
（５）貸切バスの火災事故
（６）法人タクシーの死傷事故
（７）法人タクシーの健康起因事故
（８）トラックの酒気帯び衝突事故①
（９）トラックの酒気帯び衝突事故②
２．後退時等の安全確保の徹底について
３．事業用自動車の安全確保の徹底について
４．「事業用自動車事故調査報告書（貸切バスの追突事故）」に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて
５．１０月は、自動車点検整備推進運動強化月間です！
６．ＳＡＳ対策マニュアルを改訂しました！
７．トラックの保有車両数が５両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！
８．自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります！
９．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
１０．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

（２）乗合バスの衝突事故
１０月２０日（火）午前７時４５分頃、広島県の国道において、同県に営業所を置く乗合バスが運行中、対向の乗用車がセンターラインを超えてバスに衝突した後、バスの後続のオートバイ及び別の乗合バスに衝突した。
この事故により、オートバイの運転者が死亡し、当該バスの運転者が軽傷を負った。（乗合バス２台の乗客に負傷者なし。）

（３）貸切バスの死傷事故①
１０月１７日（土）午後７時２０分頃、静岡県の駐車場において、千葉県に営業所を置く貸切バスが運行中、横臥していた男性をひいた。
この事故により、男性は死亡した。
事故は、バスが近くのホテルで乗客を降ろした後、駐車場に止める際、駐車場に寝ていた男性に気付かず、ひいた模様。

（４）貸切バスの死傷事故②
１０月１８日（日）午後２時３１分頃、神奈川県の国道において、同県に営業所を置く貸切バスが、路上停車していたところへ自転車が追突した。
この事故により、自転車に乗っていた者が死亡した。
事故は、片側２車線の直線道路において、バスが送迎輸送のためハザードを出して停車していたところ、自転車がバスに追突した模様。

（５）貸切バスの火災事故
１０月１９日（月）午前６時２０分頃、茨城県の国道において、同県に営業所を置く貸切バスが回送運行中、火災事故が発生した。
この事故による負傷者はなし。
事故は、運転者がバスのヒーターを始動させたところ、運転席右側から煙が出ていることに気付き、車両を停止させた。運転者は消火器で措置を行い、その後消防による消火活動で鎮火した模様。

（６）法人タクシーの死傷事故
１０月１６日（金）午前１時０９分頃、神奈川県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、道路を横断してきた歩行者１名をはねた。
この事故により、歩行者は死亡した。
事故は、タクシー側が１車線、対向車線が２車線の合わせて３車線の道路において、タクシーが、信号機のない横断歩道を右から横断中の歩行者に気付くのが遅れ、はねた模様。

（７）法人タクシーの健康起因事故
１０月２２日（木）午後８時２５分頃、東京都の都道において、都内に営業所を

置く法人タクシーが空車で運行中、運転者の健康に起因する事故が発生した。（他車との衝突等はなし。）
この事故により、タクシーの運転者が死亡した。
タクシーは停車中であり、運転者は体調に異変を感じ、配車センターへ連絡した後、病院へ搬送救急されたが死亡した模様。

（８）トラックの酒気帯び衝突事故①
１０月１７日（土）午前６時５５分頃、北海道の国道において、道内に営業所を置くトラックが運行中、乗用車と正面衝突した。
この事故による負傷者はなし。
事故は、トラックがカーブを走行中、曲がりきれずに大きく膨らみ、対向してきた乗用車と正面衝突した。
トラックの運転者は、酒気帯び運転の疑いで警察に逮捕された模様。

（９）トラックの酒気帯び衝突事故②
１０月２２日（木）午前８時４１分頃、栃木県の国道交差点において、宮城県に営業所を置くトラックが運行中、乗用車に追突した。
この事故による負傷者はなし。
事故は、トラックが青信号により発進したところ、前方の乗用車に追突した。
トラックの運転者は、酒気帯び運転の疑いで警察に逮捕された模様。

上記９件の死傷者数計：死亡６名、重傷０名、軽傷１名（速報値）

◇◇◇

するときは、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を十分に確かめること。
２．後退時等に周囲に発音することにより歩行者等に対して注意喚起を行う装置（後退警報装置、左折警報装置など）を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないこと。
３．運送事業者は、運転者に対して車両の構造上の特性について理解させるとともに、危険の予測及び回避に必要な技能を習得させる等適正な指導及び監督を実施すること。

上記の内容は、平成２７年１０月１５日付け、国自安第１３３号、国自技第１６０号により、関係団体に対し、事故防止通達として発出しています。
運送事業関係者におかれましては、周知をお願い致します。

◇◇◇

防止策に対する取り組みについて】

先般、事業用自動車事故調査委員会から、貸切バスに係る事故の調査報告書が提出され、公表したところです。
今後、同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、運送事業関係者において積極的に取り組まれますよう、平成２７年９月２８日付けで、「事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて」を通達し、関係団体を通じ、運送事業関係者への周知をお願いしたところです。

事業者の運行管理及び運転者教育等に係る対策として提言のあった主な再発防止策は、次のとおりです。

〇運行管理に係る法令遵守の徹底
・運行管理者は、運転者に輸送の安全を委ねていることを認識し、点呼において、運転者に対し適切な運行指示を行い安全運行に必要となる情報を提供することは、運行管理において重要な業務であることを自覚するべきである。また、点呼の結果を記録し保存することにより、点呼実施者の責任を明確にするとともに、運転者の拘束時間などを適切に管理することにより過労運転等の防止を図ることは重要であることから、運行管理を適切に実施するための資料として、的確に記録しておく必要がある。
・事業者は、運転者に対し適性診断を受診させるだけでなく、その診断結果において、運転に当たっての注意点を指摘された運転者に対しては、その結果（注意点）を的確に伝達するとともに、このことを日常的に自覚させ、改善に努める運転を心がけるよう個別に指導を行う必要がある。

〇運転者教育の充実
・事業者は、運転者に対して、速度超過に起因した事故事例を用いて速度超過による運行の危険性を十分理解させるとともに、危険予知訓練やヒヤリハット体験を活用した実践的教育に積極的に取り組む必要がある。

〇脇見運転等の防止
運転者は、走行中に図形情報板を見て道路交通状況を確かめる際は、運転者の視線が前方の交通状況から逸脱することを認識し、これを継続的に注視しないことが必要である。

〇制限速度の遵守
運転者は、高速道路において速度の感覚が鈍くなることを認識し、適宜、速度計により走行速度を確認することが必要である。また、速度の出し過ぎはブレーキをかけてから車両が停止するまでの制動距離が長くなり、追突事故を起こす可能

性が高くなることから、制限速度を遵守することが重要である。

今回の報告書にあっては、貸切バスの案件ではありますが、追突事故は業態を問わず共通した要因が含まれています。追突事故の一層の防止を図る観点から、バス事業関係者はもとより、トラック及びタクシー等事業関係者の方々におかれましても、これら再発防止対策を参考として、より一層安全性の高い運行管理業務に取り組まれますようお願い致します。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000206.html

◇◇◇

いて、一連の流れを具体的に示しました。

　本マニュアルを指針として、運輸業界において、ＳＡＳスクリーニング検査が更に普及するとともに、適切な治療がなされることによって、「安全と健康」が一層向上するよう、平成２７年８月２７日付けで関係団体あて通知しました。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
　→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000210.html

◇◇◇

※運行管理者の選任に関し、ご不明な点がございましたら、最寄りの運輸支局までお問い合わせください。
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/top/data/notice-truck.pdf

◇◇◇

以上のバス等）のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故の発生状況がまとまりましたので公表します。
当該事故は３年連続で増加しており、平成２６年度は前年度比約２．４倍増（２６件増）と大きく増加したことから、適切な車両管理により事故防止が図られるよう、大型車のユーザー等に対して、改めて注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000116.html

◇◇◇

よくある質問（配信登録の解除方法等）
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）

【参考】

＊自動車局ホームページ
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら
最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）
・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆